

生産行程管理業務規程

令和元年 9 月 24 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒965-0201）福島県会津若松市湊町大字赤井字笹山原 3
（フクシマケンアイヅワカマツシミナトマチオオアザアカイアザサ
サヤマハラ 3）

名称（フリガナ）：会津養鶏協会（アイヅヨウケイキョウカイ）

代表者（又は管理人）の氏名及び役職：会長 小平 和広

ウェブサイトのアドレス：<http://www.aizujidori.jp/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第 2 類 生鮮肉類

区分に属する農林水産物等：家きん肉（鶏肉、その内臓肉、かわ、がら及びなんこつ）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：会津地鶏（アイヅジドリ）、Aizu Jidori

4 明細書の変更

会津養鶏協会（以下「協会」という。）は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確保のために必要な措置

（1）構成員への周知・指導等

協会は、構成員である生産業者（以下「生産業者」という。）に対して「会津地鶏」の明細書に記載された生産地及び生産の方法の遵守のために必要な以下の手順について周知し、必要に応じて指導を行う。

ア 生産業者は、生産地及び生産の方法について、協会が定めた「飼育マニュアル」に基づいて生産し、結果を「飼育実績報告書」に記録のうえ協会に提出する。

また、生産した「地鶏」は、協会の指定する食鳥処理場（以下「指定処理場」という。）に出荷する。

イ 協会は、品種（純系会津地鶏血統 25%）を一元的に管理し、生産業者の申し込みを受けて「会津地鶏」の素雛（初生雛・育成雛）を配布する。

また、生産業者が出荷し、指定処理場において検査された最終製品の「会津地鶏」について、協会は、その販売状況を記録する。

（2）手順の妥当性を見直す機会

協会は、上記（1）のア及びイの手順について、年 1 回以上その妥当性を検証する。

6 明細書適合性の指導

協会は、明細書に記載された生産地及び生産の方法に従った生産が行われていないことが判明した場合には、当該生産業者に対して警告を発して是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合、協会は当該生産業者に対し、「会津地鶏」の名称の使用及び出荷を禁止する。

7 地理的表示等の適切な使用の確保のために必要な措置

協会は、上記 5（１）の周知の際に、地理的表示である「会津地鶏」及び GI マーク（以下「地理的表示等」という。）の使用に係る以下の内容についても周知する。

- （１）明細書に記載の生産地及び生産の方法に基づいて生産された「家きん肉」についてのみ、地理的表示等の使用が可能であること。
- （２）GI マークを使用する場合は、地理的表示である「会津地鶏」と併せて使用すること。
- （３）GI マークは、法施行規則で定められた規定に基づいたデザインとすること。

8 地理的表示等の違反使用が判明したときの指導

協会は、生産業者による地理的表示等の違反使用を確認した場合は、当該生産業者に対して警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合、協会は、当該生産業者を総会で審議し会則に従い除名することができるものとする。

9 重大な違反が判明した場合の報告

協会は、上記 6 及び 8 に関して、「会津地鶏」に係る需要者の信頼を著しく損なう又はそのおそれがある重大な違反が判明した場合、特定農林水産物等審査要領の別紙報告書により速やかに農林水産大臣に報告する。

10 資料の保存

協会は、次の資料を、作成日又は取得の日から 5 年間保存するものとする。

- （１）上記 5 における「会津地鶏」の生産地及び生産の方法の遵守に必要な手順の実施状況が確認できる資料
- （２）明細書に適合した生産が行われていないこと、又は地理的表示等が適切に使用されていないことが判明した場合
 - ア その事実を裏付ける資料
 - イ その事実が判明するに至った経緯及び団体が行った指導等に係る資料

11 連絡先

